



## 専門実践教育訓練給付金について

### 【専門実践教育訓練制度】

一定の条件を満たす雇用保険の一般被保険者(在職者)、または一般被保険者であった方(離職者)が、厚生労働大臣の指定する専門実践教育訓練を受講し修了した場合、本人が教育訓練施設に支払った教育訓練経費の一定の割合額(上限あり)をハローワークから支給する制度。

### 【支給対象者】

受講開始日前までに通算して2年以上の雇用保険の被保険者期間を有している方。退職者は、受講開始日が、被保険者資格の喪失日から1年以内の方。

※過去に教育訓練給付金を受給したことがある場合、3年以上経過していることが必要です。

### 【本校学費】

		入学金	授業料	実習費	教育充実費	半期合計	①年間計
1年次	前期	200,000	220,000	150,000	110,000	680,000	900,000
	後期	—	220,000	—	—	220,000	
2年次	前期	—	220,000	150,000	110,000	480,000	700,000
	後期	—	220,000	—	—	220,000	
3年次	前期	—	220,000	150,000	110,000	480,000	700,000
	後期	—	220,000	—	—	220,000	

### 【給付金】※支給見込み額

#### (a)通常給付・・・年間の上限額 40 万円

受講者が支払った学費のうち、50%を給付(6ヶ月ごと)。

		半期合計	掛率	(a) 給付額	②年間計
1年次	前期	680,000	50%	340,000	400,000
	後期	220,000	50%	※ 60,000	
2年次	前期	480,000	50%	240,000	350,000
	後期	220,000	50%	110,000	
3年次	前期	480,000	50%	240,000	350,000
	後期	220,000	50%	110,000	

1年次のみ、年間の上限額 40 万円を超える為、後期の給付額は 60,000 円となります。

1,100,000

#### (b)追加給付

受講者が受講終了日から1年以内に資格取得し、就職した場合、追加で20%を給付。

	①年間計	掛率	給付額
1年次	900,000	20%	※2 160,000
2年次	700,000	20%	140,000
3年次	700,000	20%	140,000
			※1 (b) 440,000

※1 給付額は 440,000 円です。  
給付は一年ごとではなく、就職したのち申請すれば一括給付されます。

※2 1年次のみ年間の上限額 56 万円(a+b)を超える為、1年次の算定額は 160,000 円となります。

※(a)と(b)の合計は、学費の70%(年額56万円、最大168万円)を上限とする。

### 【教育訓練支援給付金】

45歳未満の離職者が初めて教育訓練を受講する場合、上記の給付金とは別に教育訓練支援給付金が訓練期間中、給付される場合もあります。

※支給対象の要件、申し込み等は最寄りのハローワークにてご確認ください。